

## KMA 模型飛行場におけるマルチコプターの運用について

2019年8月

一般社団法人 関西模型クラブ連合会

(一財) 関西模型クラブ連合会が管理、運営する模型飛行場におけるマルチコプターの運用について下記の通り定める。

### 記

1. 場内におけるマルチコプターの運用は、機体の大小を問わず原則として禁止する。
2. 特にラジコン模型競技の実施中はいかなる理由があっても、飛行、地上テストを問わず、電波の発射を禁止する。
3. 競技会等における記念撮影など、特に必要と認められる場合は運営責任者の許可を得るとともに下記の条件を守ることを前提として運用を認める。
  - 3-1. 飛行範囲、飛行高度、飛行時間は必要最小限にとどめること。
  - 3-2. 操縦者はマルチコプターの運用に対し十分な知識と技量を保持し、各種法令を遵守すること。また、有効な損害賠償保険に加入していること。場合によっては保険証や航空法等に定める許可証等の提示を求める場合がある。
  - 3-3. 写真撮影を行う場合はプライバシーや公共の安全を考慮し、無関係な場所や人物、車両等を撮影しないよう配慮すること。
  - 3-4. 使用する無線機器は最低限国内電波法に適合している（いわゆる技適マークを取得している）ことが必須であり、さらにラジコン用として（社）日本ラジコン電波安全協会の標準規格適合証明を取得したもの（※1）を推奨する。  
（※1）RCKの適合証明シールが貼付されているもの
  - 3-5. 使用機材は確実に点検、調整を行ったものを使用し、少しでも異常が認められた場合は絶対に運用を行わないこと。

(変更履歴)

2015年8月 ・初版制定

2019年8月 ・改正航空法等に関連し、内容を大幅に見直した